

第3項 足元からの行動を広げる仕組みと取り組み

(1) 練馬区環境基本条例と練馬区環境審議会

環境基本条例（平成18年6月練馬区条例第58号）

練馬区では、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組みとして平成18年6月29日に「練馬区環境基本条例」（以下、「環境基本条例」）を公布し、同年8月1日に施行しました。

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区・事業者・区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的としています。

環境基本条例により、従来から進めている環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策の内容が、法的担保となる条例に位置づけられ、また練馬区環境審議会などの新たな仕組みが創設されました。

区は、この環境基本条例を基本的な枠組みとして、環境保全施策を区民・事業者と連携協力しながら進めています。

環境基本条例の概要

ア) 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることを基本理念としています。

イ) 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互に連携・協力するよう努めることを定めています。

ウ) 環境保全に関する計画や区の施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画（環境基本計画）の策定を区長の義務としました。

また、施策の策定や施設の建設などに際して環境に配慮することを定めています。

エ) 区民参加や区民への支援など

区は、環境保全に関する区民の参加を進め、環境に負荷をかけない区民活動を支援する仕組みの整備を図るとともに、環境学習を推進し、環境保全に関する知識・意識の普及啓発に努めることを定めています。

また、区は、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないよう、必要に応じて区民や事業者に措置を要請することができることを定めています。

オ) 環境に関する調査・研究

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成するなどして、公表することを定めています。また、環境に関する情報を区民・事業者に提供することを定めています。

か) 練馬区環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聞くため、区長の附属機関として「練馬区環境審議会」を設置することや、その基本的事項を定めています。

練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第22条の規定に基づき、「区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織」として、平成18年12月に練馬区環境審議会を設置しました。環境審議会は、区長の諮問に応じて、「基本計画に関すること」、「区の環境の保全に関する基本的事項」について調査審議します。委員の任期は2年で、22年12月から第3期の審議会となり、公募区民委員6名、区民団体委員3名、事業者団体委員4名、学識経験者委員2名、教育関係者委員2名、関係行政機関委員1名の計18名で構成されています。

平成22年度は5回の審議会を開催し、「練馬区環境基本計画2011の策定」、「練馬区環境基本計画2001-2010（改定計画）の進捗状況」等について審議しました。

(2) 環境都市練馬区宣言（平成18年8月）（全文はⅡに記載）

「環境都市練馬区宣言」は、環境基本条例に沿って、区民・事業者・区を挙げて、地域環境、地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにすることにより、今後、一層の努力を傾けて、より良い環境をつぎの世代に引き継いでいくための契機とすることを目的としています。

練馬区では、過去、3つの都市宣言（①非核都市練馬区宣言（昭和58年10月3日）、②交通安全都市練馬区宣言（平成10年12月15日）、③健康都市練馬区宣言（平成13年10月8日））を行っています。環境都市練馬区宣言は、これらに続く練馬区4番目の都市宣言です。

環境都市練馬区宣言自体には、条例のような法的拘束力はありませんが、区として環境保全に取り組む意思と姿勢を示すという点に、大きな意味があります。

この宣言は、環境基本条例を後押しし、区民・事業者・区の環境保全の取組を推進する一つの契機とするために行われました。

また、宣誓文は、区民による懇談会が原案を作成しました。その原案をもとに区の内部で検討を進め、宣言文案を作成し、区議会の議決を経て決定しました。

(3) 練馬区環境基本計画 2011（平成 22 年 12 月策定）

計画策定の考え方

① 計画改定の目的

区は、平成 5 年度に最初の「練馬区環境基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、この計画を基本に区の保全に関する施策を展開してきました。

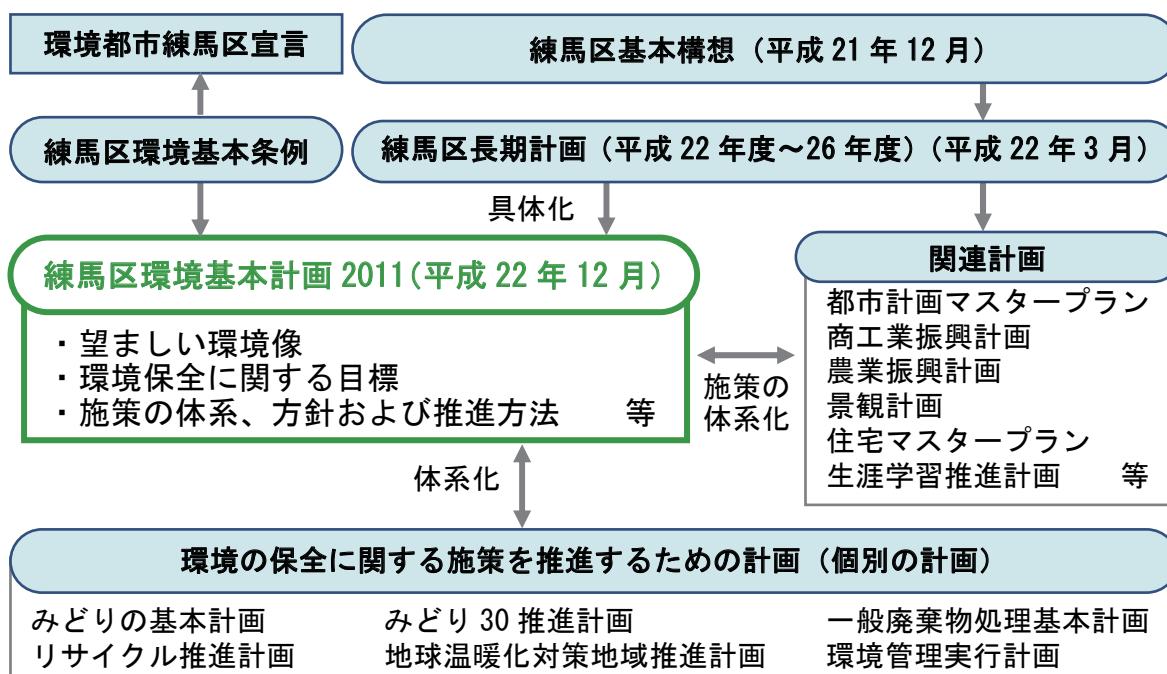
21 年度の「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画（22 年度～26 年度）」の策定を受け、区の環境保全に係る計画においても、長期計画を踏まえた新たな環境行政の方向を示すとともに、増加を続ける温室効果ガスの排出削減や、区の特長であるみどりの保全・創出等さまざまな対応が求められるようになってきました。

これらの環境行政を取り巻く状況の変化や、国内外の動向を踏まえた新たな基本計画の策定は、21 年 9 月より始め、計画素案を 22 年 8 月にまとめ、パブリックコメントを行いました。また、計画素案を練馬区環境審議会に諮問し、同年 10 月の答申を受けて、計画案としてまとめ、同年 12 月に策定しました。

② 計画期間

基本構想の目標年次を踏まえ、平成 23 年度からおおむね 10 年後の平成 30 年代初頭までとします。このうち平成 26 年度までを前期計画と位置づけ、基本施策や事業の目標を設定します

③ 計画の位置づけ



環境基本計画 2011 における望ましい環境像と基本目標

① 望ましい環境像と計画体系

本計画では、「ともに築く 循環・共生のまち ねりま」を区の望ましい環境像に掲げました。さらに、「みどり豊かなまちをつくる」、「環境に配慮したまちをつくる」、「学びと行動の環を広げる」を基本目標に定め、8つの基本施策、23の施策、8つの重点事業を展開しています。

【望ましい環境像】ともに築く 循環・共生のまち ねりま			
基本目標	基本施策	施策	重点事業
みどり豊かなまちをつくる	ふるさとのみどりと水を創出する	民有のみどりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの街並みづくりへの助成 ・農とのふれあいの推進 ・みどりのリサイクルの推進 ・地域の特色を活かした景観まちづくりの推進
		みどりと水の拠点整備と機能の維持	
		都市農業の振興と都市農地の保全	
		公共施設の緑化整備	
	みどりを愛し育む活動を広げる	みどりを守り育てる仕組みづくり	
		身近なみどりを広げる活動への支援	
	まちなみを守り育てる	まちづくり環境配慮制度の活用	
		調和のとれた都市景観の形成	
		まち美化活動への支援	
環境に配慮したまちをつくる	地球温暖化対策を強化する	地球温暖化対策やヒートアイランド対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区版カーボン・オフセット制度の創設 ・練馬区資源循環センターを活用した3Rの推進
		区民・事業者の環境配慮活動への支援	
		区の環境配慮行動の率先実行	
	循環型社会を構築する	ごみの発生抑制と意識啓発の推進	
		リサイクルの推進	
		ごみの適正処理の推進	
	安全で暮らしやすい地域環境をつくる	良好な交通環境の整備	
		安全な生活環境づくりの推進	
		環境にやさしい住まいづくりの促進	
		環境に配慮した経済活動への支援	
学びと行動の環を広げる	環境学習・環境教育を促進する	環境情報の効果的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな地球温暖化防止啓発事業の実施 ・練馬区地球温暖化対策地域協議会への支援
		環境学習・環境教育のための機会づくり	
	協働による取組を広げる	環境保全活動・環境教育を担う人材の育成	
		協働による取組の促進	

② 基本施策と環境指標

本計画の進捗状況の点検は、区の環境の状況や環境保全施策の実施状況を示す代表的な指標である「環境指標」を用いて行います。

各環境指標は、本計画の「基本施策」ごとに設定し、基本施策の進捗や成果を測るために、前期計画期間（原則として平成 26 年度まで）において達成をめざす目標とした。

基本施策	環境指標	計画策定基準 平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	目標 (平成 26 年度)
ふるさとの みどりと水 を創出する	市民緑地(憩いの森・街かどの 森)の年間新規開設面積	1,493.90 m ²	1,423.79 m ² (憩いの森 1 か所)	3,700 m ² (憩いの森 1 か所 1,700 m ² 、 街かどの森 4 か所 2,000 m ²)
	河川の生物化学的酸素要求量 (BOD)の環境基準値の達成率	100%	100%	100%
	農業体験農園の施設整備数	15 園	16 園	20 園
みどりを愛 し育む活動 を広げる	練馬みどりの葉っぱい基金の 積立額(累計)	5 億 4,237 万円	5 億 6,251 万円	7 億 6,000 万円
	地域住民による公園等の管理 か所数	48 か所	50 か所	58 か所
まちなみを 守り育てる	環境影響評価手続における区民 周知の実施度合い	100%	100%	100%
	景観まちづくりを進めている地 区数	—	—	2 地区
	環境美化推進地区および環境 美化活動団体の登録世帯数	128,978 世帯	129,015 世帯	160,000 世帯
地球温暖化 対策を強化 する	練馬区から排出される温室効 果ガスの年間総排出量(CO ₂ 換 算)	(平成 19 年度) 214 万 t	(平成 20 年度) 213.2 万 t	(平成 24 年度) 185 万 7 千 t
	住宅・事業所の地球温暖化対 策設備設置補助件数(累計)	住宅補助 815 件 事業所補助 制度なし	住宅補助 1,588 件 事業所補助 1 件	住宅補助 3,600 件 事業所補助 120 件
	区の事務事業に伴う温室効果 ガスの年間排出量(CO ₂ 換算) ※平成 22 年 3 月改正排出係数適 用	48,213t	50,337t	44,391t

基本施策	環境指標	計画策定基準 平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	目標 (平成 26 年度)
循環型社会 を構築する	区民一人1日当たりの ごみの排出量	551g	546g	530g
	集団回収登録団体数	366 団体	414 団体	490 団体
循環型社会 を構築する	可燃ごみの中に資源物、可燃 ごみ以外のものが混入してい る割合	19.8%	21.4%	18.8% (「練馬区一般廃 棄物処理基本計 画」より、別途算 出)
安全で暮ら しやすい地 域環境をつ くる	区内の都市計画道路の完成率	49%	49%	55%
	みどりバスの乗車人数(1 便あ たり平均)	18 人	19 人	24 人
	二酸化窒素が環境基準に適合 している測定か所数(割合)	13 か所(100%)	13 か所(100%)	13 か所(100%)
環境学習・ 環境教育を 促進する	環境作文コンクールへの作文 応募数	982 作品	1063 作品	1,100 作品
協働による 取組を広げ る	ねりまエコ・アドバイザーが関わ った環境保全・環境教育関係事業 の年間実施数	416 件	434 件	500 件

(4) 練馬区環境基本計画 2001－2010（改定計画）取組み結果

平成 22 年度までを計画期間とした、練馬区環境基本計画 2001－2010（改定計画）では、計画の進捗状況を評価し、見直しのためのツールの一つとして、「環境指標」を導入しました。これは、区の環境の状況や施策の実施状況を示す代表的な指標を選び、その指標の推移を環境の状況を判定する共通のものさしとするほか、これを用いて区の施策の点検と見直しを行うものです。

改定計画の最終年次である平成 22 年度の環境指標について、達成の点検・評価を実施したところ、以下の結果となりました。各指標の点検・見直しを踏まえ、平成 23 年度かからの新たな「練馬区環境基本計画 2011」へ受け継いでいます。

【環境指標の状況等に関する調査結果】

- A：目標値どおりまたは目標値以上の実績を挙げている・・・ 13 指標
- B：ほぼ目標値どおり（目標値の概ね 8 割以上）の実績を挙げている・・・ 6 指標
- C：目標値の一部を達成しているが、8 割に満たない・・・ 6 指標
- D：事業を全くしていない・・・ 0 指標
- －：評価計算ができない・・・ 6 指標

(5) 練馬区地球温暖化対策地域推進計画（平成 21 年 3 月策定）

策定の背景

区では、これまで、環境基本計画や「練馬区地域省エネルギー・ビジョン（平成 18（2006）年 2 月策定）」（以下、「省エネルギー・ビジョン」）に基づき、省エネルギー対策、地球温暖化対策に取り組んできましたが、省エネルギー・ビジョン策定以降、京都議定書目標達成計画が改定され、国や東京都が中・長期的な温室効果ガスの削減目標や対策等を示した計画を策定しています。練馬区においても平成 18（2006）年 12 月に「みどり 30 推進計画」を策定し、環境面に大きな効果があるみどりを保全し、創出する取り組みを一層強化するなど、地球温暖化への対応が変化してきました。

こうした中、区では、平成 19（2007）年度から、省エネルギー・ビジョンに代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして、練馬区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」）を平成 21（2009）年 3 月に策定しました。

計画の目的・位置づけ・対象とする温室効果ガス

① 計画の目的・位置づけ

地域推進計画は、京都議定書目標達成計画や東京都環境基本計画を踏まえ、練馬区の自然的・社会的条件に応じて、練馬区全体に係る地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的とします。また、地球温暖化対策推進法に基づく計画であるとともに、区の環境基本計画に基づく個別計画でもあります。

② 対象とする温室効果ガス

地域推進計画では京都議定書を踏まえ、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF₆）の 6 種類の温室効果ガスを対象とします。

練馬区の温室効果ガス排出量

① 温室効果ガス総排出量の推移

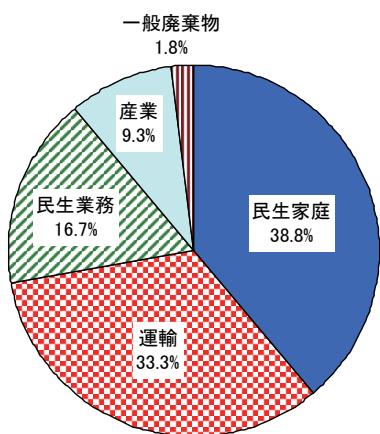
現状レベルの温暖化対策のままでは、平成 24（2012）年度の温室効果ガス総排出量は、231 万 7 千 t-CO₂になると予測（地域推進計画策定時）されました。（基準年度比で 32.3% の増加）

年度	基準年度 H2(1990)	H7(1995) 実績値	H12(2000) 実績値	H20(2008) 実績値	H24(2012) 予測値
排出量（千 t-CO ₂ ）	1,751	1,963	2,020	2,132	2,317
基準年度比増減（%）	—	12.1	15.4	21.8	32.3

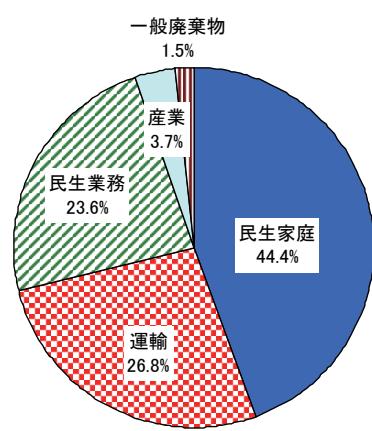
② 二酸化炭素の部門別排出量の推移

平成 24 (2012) 年度の練馬区の二酸化炭素の約 95%は、民生家庭部門（一般家庭）や民生業務部門（事業活動）、運輸部門（自動車等）から排出されるものです。民生家庭部門と民生業務部門から排出される二酸化炭素の増加率は、他の部門の増加率より大きいと予測されています。

平成 2 (1990) 年度



平成 24 (2012) 年度



練馬区の地球温暖化対策の課題と計画の基本理念・基本方針・目標

① 練馬区の特性を踏まえた地球温暖化対策の主要な課題

- 区民、事業者、区が一体となって、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門における省エネルギー対策に取り組んでいくこと。
- 再生可能エネルギーの利用を拡大していくこと。

② 基本理念および基本方針

地球温暖化対策の課題を踏まえ、また、省エネビジョンも考慮し、つぎのような基本理念、基本方針を掲げ、練馬区における地球温暖化対策を推進することとします。

■基本理念

練馬から広げよう エコの“環”

■基本方針

- 一人ひとりがエコライフに取り組みます
- あらゆる場面でエコに取り組みます
- みんなが手をつなぎ、温暖化防止に取り組みます

③ 目標

基本理念・基本方針を踏まえ、練馬区において低炭素社会づくりを進めていくため、練馬区における温室効果ガス削減目標を掲げます。

■短期的目標

平成 24（2012）年度までに、平成 12（2000）年度比で **8%** 削減

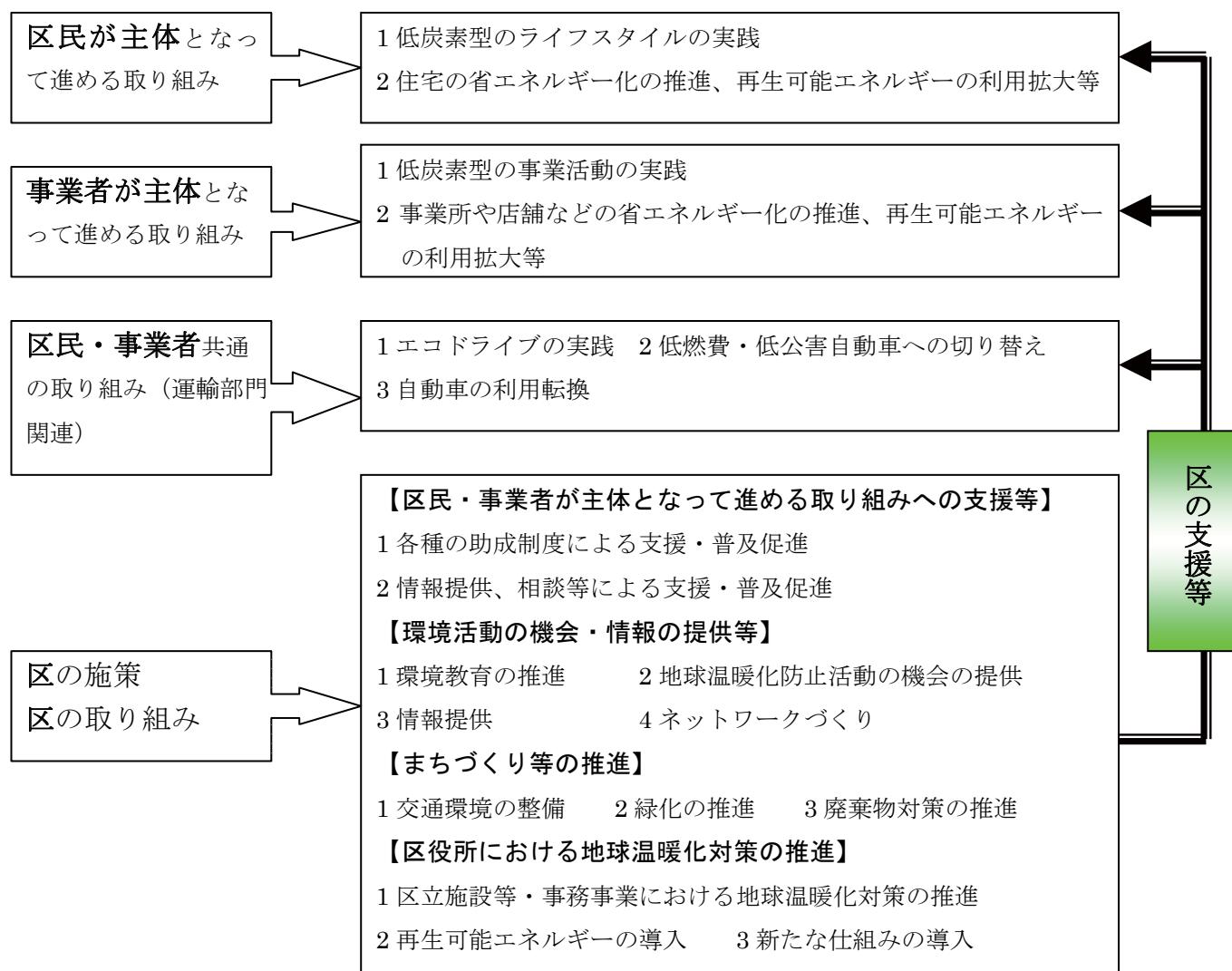
※平成 12（2000）年度より 16 万 3 千 t を削減 ※区民 1 人 1 日あたり 0.6kg を削減
【京都議定書目標達成計画を踏まえて設定】

■中長期的目標

平成 32（2020）年度までに、平成 12（2000）年度比で **25%** 削減

※平成 12（2000）年度より 50 万 5 千 t を削減 ※区民 1 人 1 日あたり 1.9kg を削減
【東京都全体の目標を踏まえて設定】

練馬区における地球温暖化対策の体系



計画の推進方策

地域推進計画の進行管理は、計画の企画・立案（PLAN）、取り組みの実施（DO）、実施結果の評価（CHECK）、計画の見直し（ACTION）というPDCAサイクルのプロセスに沿って進めています。

また、PDCAサイクルによる計画推進は、練馬区地球温暖化対策地域協議会、練馬区環境審議会、区の関係部課長で構成される練馬区地球温暖化対策推進本部が担います。

練馬区地球温暖化対策地域協議会

区内の地球温暖化対策を推進するため、平成21年10月から区民、事業者、区および関係機関等により、検討を重ね、平成22年5月に練馬区地球温暖化対策地域協議会が設立されました。地域協議会は、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取り組みについて協議し、区、その他関係機関等と連携してこれを企画・実施していきます。

地域協議会の会員は、区民団体、事業者団体、教育関係者、学識経験者、行政関係機関など27団体です。（平成23年7月現在）

平成22年度は、講演会や事業者向け講習会の開催、環境・リサイクルフェアでの地球温暖化防止のPR活動などを行いました。

(6) 地球温暖化対策設備設置補助制度

地球温暖化対策設備設置補助事業

太陽光発電設備や省エネ型の設備（高効率給湯器など）は、日常生活における温室効果ガスの発生を抑制する効果がありますが、設置には多額の費用がかかります。

そこで、区では平成18年度から、これらの設備を設置した方に、その費用の一部を補助し、区内への普及を促進しています。平成22年度から小規模事業者への補助も開始しました。



太陽光発電設備

« 平成 22 年度 補助実績 »

設備種類	補助内容 (1件あたり ・上限)	実績	
		件数(件)	金額(千円)
太陽光発電設備（住宅用のみ）	8万円	270	21,520
潜熱回収型高効率給湯器 (エコジョーズ)	1.5万円	262	3,930
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	2.5万円	221	5,525
ガスエンジン・コーチェネレーションシステム (エコウィル)	2.5万円	5	125
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	10万円	16	1,600
合計*		774	32,700

*実績値は住宅用・小規模事業者の合計値

*潜熱回収型高効率給湯器は平成 22 年度で補助終了



潜熱回収型高効率給湯器（エコジョーズ）



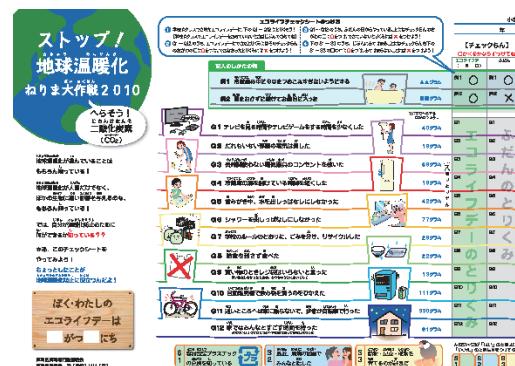
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

(7) 環境教育啓発事業

エコライフチェック

エコライフチェックとは、区民一人ひとりが環境に配慮した暮らし方に取り組む日（エコライフデー）を一年のうち一日決めて、自らエコライフ行動を実践し、普段の日の状態と比較することにより、エコライフ行動の効果（二酸化炭素排出量の削減）を確認する普及啓発事業です。

その特徴は、日常生活において環境配慮したかどうかをごく簡単にチェックするだけなので、小学生から大人まで、だれにでも簡単に参加できる



エコライフチェックシート

という点です。

また、エコライフ行動の実践をチェックするための「エコライフチェックシート」を区と区民の共同で独自に作成していることも大きな特徴です。

平成 22 年度は、36,080 人の取り組みにより約 3.34 t / 日の CO₂を削減できました。

環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、昭和49年度から環境作文コンクールを実施しています。

平成 22 年度は「ねりまで見つけた自然と生きもの」「わがやで取り組むリサイクル」「未来の地球へできること」をテーマとして募集し、1,063 点（小学生部門 456 点、中学生部門 607 点）の応募がありました。入賞作品は、環境作文集としてまとめ、環境課窓口、図書館などのほか、区ホームページで閲覧できます。

こどもエコクラブ活動の支援

こどもエコクラブ事業（幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動）の地域事務局として、区内クラブの活動を支援しています。平成 22 年度は 22 クラブ 447 名が登録・活動し、1 年間を通して所定の活動報告をしたメンバーに贈られるアースレンジャー認定証を 109 名に発行しました。

ねりまエコ・アドバイザーの活動の支援

ねりまエコ・アドバイザーの活動内容は、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他区の環境施策に関することなど、多岐にわたっています。また、所属している環境団体等においても活発に活動しています。

区では、ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するための支援として、ニュースレター「ねりまエコ・アドバイザーメール」の発行およびフォローアップ研修を実施しています。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するため、平成 21 年に「ねりまエコ・アドバイザー協議会」が設立されました。

平成 23 年 4 月現在、73 名のねりまエコ・アドバイザーが活動しています。



フォローアップ研修

環境月間行事

6月5日の「世界環境デー」に関連し、環境省が定める環境月間（6月）に、リサイクルセンターを会場として、「エコ生活のはじめの一歩」をテーマに環境月間行事を実施しました。

区内の環境活動団体やこどもエコクラブ、企業など参加団体は37団体でした。



平成22年度月間行事

電気自動車の活用

区が率先して地球温暖化対策に取り組むため、平成21年10月に電気自動車（三菱自動車工業・^{アイミーヴ}i-MiEV）を2台導入しました。

電気自動車は、走行中にCO₂やNOxなどの排気ガスを全く排出しない究極のエコカーで、静粛性に優れ、ガソリン車と比較して1km走行するコストが圧倒的に低いなど、多くのメリットがあります。

車体には、練馬区在住の漫画家で名誉区民の松本零士氏の作品「銀河鉄道999」等のイラストがフルラッピングされており、環境啓発と同時に区の特色であるアニメ産業の紹介にも役立てられています。

電気自動車は、現場調査などの日常業務をはじめ、保育園・小学校を対象とした清掃・リサイクルの普及啓発の場である「ふれあい環境学習」、資源とごみの正しい分け方・出し方の説明会である「青空集会」においても活躍しています。

その他にも、平成22年度においては、「環境・リサイクルフェア」などの環境啓発イベントや「練馬アニメカーニバル」などのアニメイベントにおいても展示を行い、幅広く区民に親しまれています。



電気自動車



ふれあい環境学習の様子

©Leiji Matsumoto

環境・リサイクルフェア

ごみの減量・リサイクル推進および環境保全の普及啓発を目的に、練馬まつりと同日（平成 22 年 10 月 17 日（日））に、南町小学校校庭を会場に実行委員会と区の共催で、「いのちと地球の未来をねりまから考える 2010」をテーマとして「環境・リサイクルフェア」を実施しました。

当日は、区民の活動団体や資源回収事業者など 26 団体による展示や実演が行われ、約 30,000 名が来場しました。

また、電気自動車やスケルトン清掃車等の展示も行いました。



スケルトン清掃車の展示

練馬区民環境行動連絡会の活動支援

平成 16 年 8 月に、区の呼びかけに応じて賛同した区民・事業者により組織された「練馬区民環境行動方針検討会議」は、自ら環境問題に対して取り組む行動を考え、実現していくために、「練馬区民環境行動方針」を策定しました。

その後、方針に提案された先行して検討するプロジェクト案の具体化を図るために、検討会議委員の有志を中心にグループが結成され、平成 17 年 4 月には、これらのグループ間の連絡・調整等を図るための組織として「練馬区民環境行動連絡会」（以下、「連絡会」）が発足し、活動をしています。

区では連絡会と区民環境行動講演会を共催するとともに、広報紙の編集・発行を支援しています。その他、必要に応じて共同事業の実施、連絡会の活動への協力などを行っています。

平成 22 年度は、各グループがそれぞれに、または区や他の区民団体と共同で活動を広げるとともに、区民環境行動講演会*（平成 22 年 9 月と平成 23 年 1 月の 2 回）を開催しました。また、連絡会広報紙「もっと！青い空」の発行を行いました。

* 第 1 回：平成 22 年 9 月 25 日、「生物多様性と練馬の樹林・樹木」
＜講師＝N P O 樹木生態研究会代表理事 堀 大才氏＞

第 2 回：平成 23 年 1 月 29 日、「農家が教える野菜の知恵袋～地場野菜の隠れた名品～」
＜講師＝「緑と農の体験塾」園主 加藤 義松氏＞

環境活動団体紹介

区民の自主的な環境活動を活発にしていくために、区内で環境活動（環境学習、環境保全活動、美化活動など）を行っているグループを区民に紹介しています。

平成 23 年 3 月 31 日現在、16 団体が登録されています。各団体の活動内容等については、各団体の台帳を環境課窓口と春日町リサイクルセンター内環境学習室で閲覧できます。区のホームページ内の「ねりまのかんきょう」にも掲載しています。